

平成 27 年第 1 回（3 月）大磯町議会定例会

議 案 第 3 ・ 4 号 説 明 資 料

平成 27 年 2 月 17 日

大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例
大磯町保育所条例の一部を改正する条例

資 料

制定及び改正概要	1
制定及び改正内容	1～3
新旧対照表	4～5
参考 関係法令	6～15

子育て支援課

大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
利用者負担等に関する条例
大磯町保育所条例の一部を改正する条例

○ 制定及び改正概要

子ども・子育て支援法に基づき、就学前の子どもに対する教育や保育を一体的に行う子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額その他必要な事項を条例で定めるため、大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例を制定するものです。

また、町の関連条例等の制定等に当たり規定の整理を図るため、大磯町保育所条例の一部を改正するものです。

○ 制定及び改正内容

第1 大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例

1 条例制定の考え方

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を、子ども・子育て支援法第19条第1項各号の区分に応じ、政令で定める額を限度として支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案し、定めます。

また、町が設置する特定教育・保育施設において実施する預かり保育等の各種事業についての利用料を定めます。

利用者負担額等の詳細は、規則で定めます。

2 条例の構成

第1条・第2条

条例の趣旨、定義を定めます。

第3条～第5条

利用者負担額及びその徴収等について定めます。

第6条・第7条

町が設置する特定教育・保育施設において実施する預かり保育、延長保育の利用料を定めます。

第8条

利用者負担額等の納付に係る督促及び延滞金について定めます。

第9条～第12条

利用者負担額等に係る徴収猶予、減免、納期及び還付について定めます。

第 13 条

施行に必要な事項の規則への委任を定めます。

附則

施行期日及び関係条例（大磯町立幼稚園保育料等徴収条例）の廃止について定めます。

第 2 大磯町保育所条例の一部を改正する条例

- 1 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、条例の目的を改正します。
- 2 大磯町保育の必要性の認定基準を定める条例の制定に伴い、大磯町保育の実施に関する条例を廃止するに当たり、入所等に係る規定を整理します。
- 3 大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例を制定するに当たり、保育所の入所費用の納付等に係る規定を削除します。
- 4 大磯町立保育所使用規程を廃止するに当たり、保育所の目的外使用について規定します。
- 5 用字及び用語の整理を行います。
- 6 施行日は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成27年4月1日）からとします。

現行制度の保育料と国の示した基準の利用者負担の比較

① 1号認定（教育標準認定を受けた子ども）の利用者負担《月額》

現行制度		入園料	保育料
公立	町立幼稚園	5,000	8,500

現行制度		入園料	保育料
私立	私立幼稚園 (例：こいそ幼稚園)	80,000	24,000

各園独自に設定

*平成26年度私立幼稚園就園補助金申請園
(19園)の入園料の平均額は89,000円、
保育料の平均額は23,000円



新制度		国の示した基準の 利用者負担(円)
階層区分	推定年収	
①生活保護世帯	—	0
②町民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	~270万円	3,000
③町民税所得割課税額 77,100円以下	~360万円	16,100
④町民税所得割課税額 211,200円以下	~680万円	20,500
⑤町民税所得割課税額 211,201円以上	680万円~	25,700

※給付単価を限度とする。
※幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子
どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とす
る。

② 2号認定（保育認定を受けた満3歳以上の子ども）の利用者負担（保育料）《月額》

現行制度		現行の保育料(円)	
階層区分		3歳児	4歳以上児
①	生活保護世帯	0	0
②	町民税非課税世帯	4,600	4,600
③	町民税課税世帯 (所得割非課税世帯)	11,600	11,400
④	所得税額 40,000円未満	19,000	18,800
⑤	所得税額 103,000円未満	28,300	23,800
⑥	所得税額 413,000円未満	28,500	24,000
⑦	所得税額 734,000円未満	28,700	24,200
⑧	所得税額 734,000円以上	31,000	26,800



新制度		国の示した基準の 利用者負担(円) 《保育標準時間》
階層区分	推定年収	
生活保護世帯	—	0
町民税非課税世帯	~260万円	6,000
町民税所得割課税額 48,600円未満	~330万円	16,500
町民税所得割課税額 97,000円未満	~470万円	27,000
町民税所得割課税額 169,000円未満	~640万円	41,500
町民税所得割課税額 301,000円未満	~930万円	58,000
町民税所得割課税額 397,000円未満	~1,130万円	77,000
町民税所得割課税額 397,000円以上	1,130万円~	101,000

※給付単価を限度とする。
※小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用
する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降に
ついては0円とする。

③ 3号認定（保育認定を受けた満3歳未満の子ども）の利用者負担（保育料）《月額》

現行制度		現行の保育料 (円)
階層区分		3歳未満児
①	生活保護世帯	0
②	町民税非課税世帯	6,800
③	町民税課税世帯 (所得割非課税世帯)	13,800
④	所得税額 40,000円未満	21,100
⑤	所得税額 103,000円未満	31,900
⑥	所得税額 413,000円未満	44,500
⑦	所得税額 734,000円未満	61,500
⑧	所得税額 734,000円以上	73,100



新制度		国の示した基準の 利用者負担(円) 《保育標準時間》
階層区分	推定年収	
生活保護世帯	—	0
町民税非課税世帯	~260万円	9,000
町民税所得割課税額 48,600円未満	~330万円	19,500
町民税所得割課税額 97,000円未満	~470万円	30,000
町民税所得割課税額 169,000円未満	~640万円	44,500
町民税所得割課税額 301,000円未満	~930万円	61,000
町民税所得割課税額 397,000円未満	~1,130万円	80,000
町民税所得割課税額 397,000円以上	1,130万円~	104,000

※給付単価を限度とする。
※小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用
する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降に
ついては0円とする。

大磯町保育所条例 新旧対照表

改正案	現行
<p><u>(趣旨)</u> 第1条 この条例は、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、保育所の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p><u>(目的)</u> 第1条 本町は、<u>保育に欠ける児童を保育するため児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）により保育所を設置する。</u></p>
<p><u>(設置)</u> 第2条 <u>本町に保育所を設置し、その名称、位置及び定員は次のとおりとする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; width: 400px; height: 30px; margin: 10px auto; text-align: center;">(省略)</div>	<p><u>(名称、位置及び定員)</u> 第2条 <u>保育所の名称、位置及び定員は次のとおりとする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; width: 400px; height: 30px; margin: 10px auto; text-align: center;">(省略)</div>
<p><u>(職員)</u> 第3条 保育所に次の職員を置く。 (1)～(3) 省略 (4) <u>前3号に掲げるもののほか、必要な職員</u></p>	<p><u>(職員)</u> 第3条 保育所に次の職員を置く。 (1)～(3) 省略 (4) <u>その他</u>必要な職員</p>
<p><u>(入所の要件)</u> 第4条 保育所に入所することができる児童は、<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の規定により保育の必要性の認定を受けた保護者の児童とする。ただし、児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は、当該児童の入所を拒むことができる。</u> (1) <u>疾病その他の事由により、保育所に入所している児童（以下「入所児童」という。）に悪影響を及ぼすおそれのあるとき。</u> (2) <u>身体虚弱で保育に堪えないとき。</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、町長により入所が不相当であると認められたとき。</u></p>	<p><u>(入所の順位)</u> 第4条 保育所に入所する児童の順位は、<u>次のとおりとする。</u> (1) <u>大磯町保育の実施に関する条例（昭和62年大磯町条例第8号）第2条の規定により町長が保育の実施を必要と認める児童</u> (2) <u>前号に掲げるもののほか町長が保育の実施を適当と認めた児童</u></p>
<p><u>(退所等)</u> 第5条 町長は、<u>次の各号のいずれかに該当する場合は、その入所児童を退所させ、又は保育を停止することができる。</u> (1) <u>その入所児童の保護者について、法の規定による保育の必要性の認定を受ける事由が消滅したとき。</u> (2) <u>その入所児童が前条第1号又は第2号に該当するに至ったとき。</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要であると認めたとき。</u></p>	<p><u>(保育の実施の制限)</u> 第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、<u>保育の実施をしないことができる。</u> (1) <u>疾病その他の事由により他の保育を実施している児童に悪影響を及ぼすおそれのある児童</u> (2) <u>身体虚弱で保育に堪えない児童</u> (3) <u>その他保育の実施を不相当と認めた児童</u></p>
<p><u>(目的外使用の許可)</u> 第6条 町長は、<u>保育所の使用目的を妨げない限度において必要と認めるときは、保育所の施設及び設備の目的外使用を許可することができる。ただし</u></p>	<p><u>(入所手続)</u> 第6条 保育所に入所しようとする児童の保護者は、<u>町長に保育所入所申込書を提出しその承諾を得なければならない。</u></p>

改正案	現行
<p><u>し、公益に反するおそれがあると町長が認めるときは、この限りでない。</u> <u>(委任)</u> <u>第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、法の施行の日から施行する。</u></p>	<p><u>(費用の納付)</u> <u>第7条 保育所に入所した児童の保護者は、次の各号の定める区分により保育に要した費用（以下「費用」という。）を納めなければならない。</u> <u>(1) 第4条第1号に規定する児童の保護者は、別に定める基準表により町長が定める費用</u> <u>(2) 第4条第2号に規定する児童の保護者は、法の定める費用の限度内において町長が定める費用</u> <u>第8条 前条の費用は、毎月20日までに当月分を納入しなければならない。</u> <u>2 納入された費用は還付しない。ただし、町長が特別の事由があると認めるときはこの限りでない。</u> <u>(費用の減免)</u> <u>第9条 町長は入所した児童の保護者が第7条の各号の費用を負担することができないと認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</u> <u>(費用の収納)</u> <u>第10条 費用の徴収については、町税外収入徴収の例による。</u> <u>(保育の実施の解除等)</u> <u>第11条 保育所に入所した児童が次の各号のいずれかに該当するときは、町長は保育の実施を解除し、又は停止することができる。</u> <u>(1) 大磯町保育の実施に関する条例第2条の規定に該当しなくなったと認めるとき。</u> <u>(2) 第5条各号に該当するに至ったとき。</u> <u>(3) 町長において保育の実施を解除し、又は停止する必要があると認めるとき。</u> <u>(委任)</u> <u>第12条 この条例実施のための手続その他の執行について必要な事項は、町長が別に定める。</u></p>

子ども・子育て支援法 抜粋

(施設型給付費の支給)

第二十七条 市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設(以下「特定教育・保育施設」という。)から当該確認に係る教育・保育(地域型保育を除き、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあつては認定こども園において受ける教育・保育(保育にあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。)又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあつては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあつては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定教育・保育(保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。)に要した費用について、施設型給付費を支給する。

第2項 省略

- 3** 施設型給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする。
- 一 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額)
- 二 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

第4項～第8項 省略

(特例施設型給付費の支給)

第二十八条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第一号に規定する特定教育・保育に要した費用、第二号に規定する特別利用保育に要した費用又は第三号に規定する特別利用教育に要した費用について、特例施設型給付費を支給することができる。

第1項第1号～第3号 省略

2 特例施設型給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 特定教育・保育 前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を基準として市町村が定める額
- 二 特別利用保育 特別利用保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)
- 三 特別利用教育 特別利用教育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

第3項～第5項 省略

(地域型保育給付費の支給)

第二十九条 市町村は、支給認定子ども(第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに限る。以下「満三歳未満保育認定子ども」という。)が、支給認定の有効期間内において、当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者(以下「特定地域型保育事業者」という。)から当該確認に係る地域型保育(以下「特定地域型保育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定地域型保育(保育必要量の範囲内のもの)に限る。以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。)に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

第2項 省略

- 3 地域型保育給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする。
- 一 地域型保育の種類ごとに、保育必要量、当該地域型保育の種類に係る特定地域型保育の事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)の所在する地域等を勘案して算定される当該特定地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費

用の額(その額が現に当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額)

- 二 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

第4項～第8項 省略

(特例地域型保育給付費の支給)

第三十条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育(第三号に規定する特定利用地域型保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。)に要した費用又は第四号に規定する特例保育(第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係るものにあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。)に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。

第1項第1号～第4号 省略

- 2 特例地域型保育給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を除く。以下この号において同じ。)前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を基準として市町村が定める額
- 二 特別利用地域型保育 特別利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)
- 三 特定利用地域型保育 特定利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)
- 四 特例保育 特例保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状

況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を基準として市町村が定める額

第3項～第5項 省略

附 則

(保育所に係る委託費の支払等)

第六条 市町村は、児童福祉法第二十四条第一項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、保育認定子どもが、特定教育・保育施設(都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に限る。以下この条において「特定保育所」という。)から特定教育・保育(保育に限る。以下この条において同じ。)を受けた場合については、当該特定教育・保育(保育必要量の範囲内のものに限る。以下この条において「支給認定保育」という。)に要した費用について、一月につき、第二十七条第三項第一号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該支給認定保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額)に相当する額(以下この条において「保育費用」という。)を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において、第二十七条の規定は適用しない。

第2項及び第3項 省略

4 第一項の場合において、保育費用の支払をした市町村の長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする。

第5項～第8項 省略

(施設型給付費等の支給の基準及び費用の負担等に関する経過措置)

第九条 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る子どものための教育・保育給付の額は、第二十七条第三項、第二十八条第二項第一号及び第二号並びに第三十条第二項第二号及び第四号の規定にかかわらず、当分の間、一月につき、次の各号に掲げる子どものための教育・保育給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 施設型給付費の支給 次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ この法律の施行前の私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第九条の規定による私立幼稚園(国(国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)、都道府県及び市町村以外の者が設置する幼稚園をいう。以下この項において同じ。)の経常的経費に充てるための国の補助金の総額(以下この項において「国の補助金の総額」という。)、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該施設型給付費の支給に係る支給認定教育・保育を行った特定教育・保育施設の

所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

ロ 当該特定教育・保育施設の所在する地域の実情、特定教育・保育に通常要する費用の額とイの内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

二 特例施設型給付費の支給 次のイ又はロに掲げる教育・保育の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 特定教育・保育 次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

(1) 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例施設型給付費の支給に係る特定教育・保育を行った特定教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を基準として市町村が定める額

(2) 当該特定教育・保育施設の所在する地域の実情、特定教育・保育に通常要する費用の額と(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

ロ 特別利用保育 次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

(1) 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例施設型給付費の支給に係る特別利用保育を行った特定教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

(2) 当該特定教育・保育施設の所在する地域の実情、特別利用保育に通常要する費用の額と(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

三 特例地域型保育給付費の支給 次のイ又はロに掲げる保育の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 特別利用地域型保育 次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

(1) 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例地域型保育給付費の支給に係る特別利用地域型保育を行った特定地域型保育事業所の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

(2) 当該特定地域型保育事業所の所在する地域の実情、特別利用地域型保育に通常要する費用の額と(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

ロ 特例保育 次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

(1) 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例地域型保育給付費の支給に係る特例保育を行った施設又は事業所の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を基準として市町村が定める額

(2) 当該特例保育を行う施設又は事業所の所在する地域の実情、特例保育に通常要する費用の額と(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

第2項～第4項 省略

大磯町保育の必要性の認定基準を定める条例

平成26年10月7日

大磯町条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第1項の認定（法第19条第1項第1号に掲げる区分に係る認定を除く。以下「保育の必要性の認定」という。）の基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(保育の必要性の認定基準)

第3条 保育の必要性の認定は、小学校就学前子どもであって、保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に行うものとする。

- (1) 1月において、64時間以上労働することを常態とすること。
- (2) 妊娠していること又は出産後間がないこと。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護し、又は看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- (7) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校、同法第124条の専修学校、同法第134条第1項の各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
 - イ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項の公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項の職業能力開発総合大学校において行う同項の指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項の認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
- (8) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条の児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。
 - イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条の配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（アに該当する場合を除く。）。

- (9) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして町長が認める事由に該当すること。

（委任）

第4条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、法の施行の日から施行する。

（大磯町保育の実施に関する条例の廃止）

第2条 大磯町保育の実施に関する条例（昭和62年大磯町条例第8号）は、廃止する。

大磯町保育の実施に関する条例

昭和62年4月1日
大磯町条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に基づき、保育所において保育を行うこと（以下「保育の実施」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育の実施基準)

第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- (1) 居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 町長が認める前各号に類する状態にあること。

(申込手続等)

第3条 この条例に定めるもののほか、申込手続その他保育の実施に関し必要な事項は、町長が別にこれを定める。

附 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月11日条例第5号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月7日条例第13号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、法の施行の日から施行する。

大磯町立保育所使用規程

平成21年3月25日
大磯町教育委員会告示第8号

(使用手続)

第1条 保育所の施設又は敷地を使用しようとする者は、町立保育所使用願（別紙）を大磯町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出し許可を受けなければならない。

(使用制限)

第2条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 保育上支障があると認めたとき。
- (2) 建造物及び器具を破損するおそれがあると認めたとき。
- (3) 個人の営業、宣伝に関するものと認めたとき。
- (4) 遊宴の類。ただし、式及び会議等を目的としこれに附帯するときは、この限りでない。
- (5) 観覧料、入場料、会費等その名義のいかんを問わず、金銭を徴収する諸会合。ただし、公益を目的とするものはこの限りでない。
- (6) その他教育委員会が必要と認めたとき。

(使用の許可)

第3条 使用者が保育所に新しい施設をするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項については、使用者は終了後直ちに原形に復さなければならない。

3 使用者が原形に復さないで教育委員会が代わってこれを行ったときは、それに係る費用は使用者の負担とする。

(使用の取消し)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、保育所の使用の許可を取消し又は使用の禁止若しくは制限をすることができる。

- (1) 許可を得ずして使用の目的を変更したとき。
- (2) 使用者又はその代理人が本規程その他教育委員会の指示に違反したとき。
- (3) その他教育委員会が必要と認めたとき。

2 前項第1号及び第2号の規定により処分したとき、使用者に損害を生ずることがあっても教育委員会はその責を負わない。

(立入禁止)

第5条 使用場所以外には、みだりに立ち入ることを禁ずる。参会者でこれをおかす者があるときは、使用者はこれを厳重に取り締まらなければならない。

(損害賠償)

第6条 使用者が建造物その他の施設器具を破損又は滅失したときは、教育委員会はその復旧費等を使用者から徴収する。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。